

必要書類

(正=正本 ・ 副=副本=コピーしたもので可)

登録申請書及び履歴書について注意：

登録申請書、履歴書は原本を提出してください。記入後、コピーをとったものに印を押した登録申請書、履歴書を提出しないでください。

記入間違いをした場合は、修正ペン、修正テープを使用せず、訂正箇所に二本線を引き、余白に「何字訂正」あるいは「何字削除・何字加入」と記載し、押印してください。

1. 行政書士登録申請書（同封の様式第1号）※記入方法を見て正しく記入する	正2通
2. 履歴書（同封のもの）裏にも記入すること。	正2通
3. 住民票（本人分のみで可）※3ヶ月以内の 本籍地記載 のもの	正1・副1
4. 行政書士試験合格証の写し（要 原本確認） （紛失している場合、試験合格地の都道府県知事発行による証明書を発行してもらい、原本を提出すること。）	副2通
5. 試験合格以外の行政書士となる資格を証する書面 ・公務員の場合は、公務員職歴証明書を事前に提出（退職後の日付のもの） ・他士業の資格で申請する場合は、 <u>所属士業発行の登録証明書の原本</u> を提出してください。（書式は問いません。）	2通
6. 顔写真（カラー写真・縦3.0cm・横2.5cm）7枚のうち2枚は履歴書に貼付する。 ※写真の裏に氏名と撮影年月日を記入すること。	履歴書用も含めて7枚
7. 公務員ご退職の方は学歴証明書（最終学歴）	2通
8. 身分証明書 ※本籍地より取り寄せ提出すること。	正1通
9. 誓約書（同封の様式第2号）	正2通
10. 事務所の使用権を証する書面 ・自己所有の場合 建物登記簿謄本、又は固定資産の搭載証明書・名寄台帳 ・評価証明書のいずれか一つ ・借家の場合 建物登記簿謄本、又は固定資産の搭載証明書・名寄台帳 ・評価証明書のいずれか一つ + 賃貸借契約書の写し、又は使用承諾書（親族の場合） ※他の行政書士あるいは他士業者と同じ事務所内に設ける場合は、合同共同事務所届出書を提出すること。	正1通 正1通 副1通
11. 事務所の位置図及び平面図 ・平面図 事務所内の机等の配置図 ・位置図 住宅地図の写し・ネット等からのダウンロード地図可・手書きでも可 （事務所所在地が詳しくわかる地図）	1通 1通
12. 事務所の外観及び内部を示す写真 ・外観 事務所のある建物全体の写真 入口付近で表札の掲示予定場所を示す写真 ・内部 事務所とする部屋の中の写真	写真1枚 写真1枚 写真1枚
13. 誓約書（同封の鹿児島県行政書士会あてのもの）※日付は未記入	正2通
14. 入会届（同封の鹿児島県行政書士会あてのもの）※日付は未記入	正2通
15. 職印届（同封の鹿児島県行政書士会あてのもの）※日付は未記入 ※職印は登録後作成しますので、事務所所在地と氏名のみ記入し提出してください。	正2通
16. K-NE T預貯金口座振替依頼書（会費引き落としの為必要となる書類）	

後日

※他士業を開業されている方は、その士業を開業している事務所所在地の記載された会員証等の写しを提出してください。

行政書士登録申請について

登録申請書類を提出いただく際に、会長との面談を行っております。登録申請書類と下記の諸経費は面談時にご持参いただきますので、申請の準備が出来ましたら、事前に本会へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

行政書士登録申請諸経費

入会金 150,000円 (退会時の返金はいたしません。)

登録手数料 25,000円

会費

(入会予定月 2021年4月の場合、4月～2021年6月分計3ヶ月分)

県会費

4,800円×3ヶ月＝14,400円

支部会費 (熊屋地区 支部)

円×3ヶ月＝2,000円

合計 19,400円

※上記金額とは別に、登録免許税の納付の義務があるため、30,000円の
収入印紙を1枚、**貼らず**にご持参ください。(平成18年4月より)



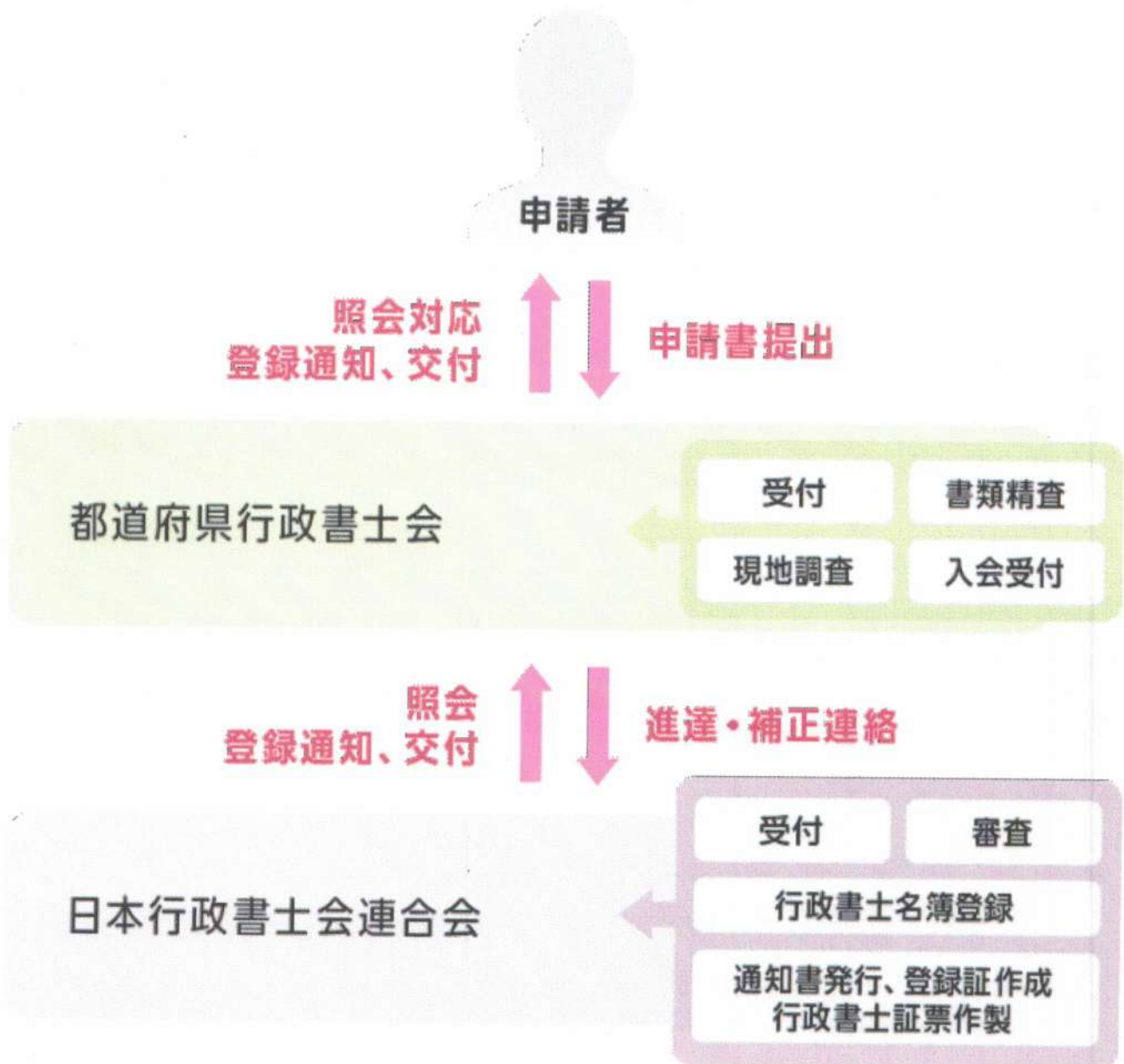
暮らしを支える、5万人の力。

日本行政書士会連合会

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

新規登録の手続

新規登録の流れ



申請にあたっての注意事項

令和元年12月14日以降の申請より、「登記されていないことの証明書」の提出が不要となりました。

また、「身分証明書」については従来、「禁治産者又は準禁治産者に該当しないこと及び破産者で復権を得ないものではないことの証明」を求めていましたが、同じく令和元年12月14日以降の申請より、「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者であることの証明」のみを受けたものを提出いただきます。

詳しくは提出先の行政書士会にお問い合わせください。

新規登録申請に必要な書類

- 行政書士登録申請書<様式、記入見本>
- 履歴書<様式、記入見本>
表裏面2枚とも記載し、契印を押印すること。1枚の用紙の表裏に印刷した場合は、契印は不要。
- 誓約書<様式>
- 本籍地の記載された住民票の写し(提出の日前3月以内に交付を受けたもの)
- 身分証明書(提出の日前3月以内に交付を受けたもの)

※令和元年12月14日以降の申請より、「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者であることの証明」のみを受けたものを提出いただきます。

詳しくは提出先の行政書士会にお問い合わせください。

- 顔写真(提出の日前3月以内に撮影したもの無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm×横2.5cm)

[場合によって、必要な書類]

- 戸籍抄本(提出の日前3月以内に交付を受けたもの)または在留カード等
- ※戸籍抄本は平成31年1月1日以降の申請より必要に応じて(婚姻等により改姓した場合等)提出いただく書類になります。
詳しくは提出先の行政書士会にお問い合わせください。
 - 公務員職歴証明書<様式>
 - 雇用契約書
行政書士又は行政書士法人の使用人として登録する場合、勤務先である行政書士又は行政書士法人と取り交わした雇用契約書の写しが必要。
 - 共同・合同事務所届出<様式、記入見本>
 - 事務所の所在等を確認するための書類

※申請書等の各書類は、必ず楷書で丁寧に記入ください。判読の困難な記載は、手続の遅れや誤登録につながる恐れがあります。このことにより登録内容に誤りが生じた場合、改めて変更登録申請手続をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

※上記の他に、各都道府県行政書士会が会則で定める書類の提出も必要になります。

手続の詳細や、各書類の必要部数等については、行政書士事務所を設けようとする都道府県行政書士会にお問い合わせください。

※申請にかかる書類の保管管理の都合により、「登記されていないことの証明書」等の各申請書は、紙の証明書のみを受け付けております。電子的な証明書で取得された場合は、紙の証明書を再取得していただくことになりますので、ご了承ください。

<<参考>>[事務所の名称に関する指針](#)

申請中の新規登録申請書を取り下げる場合に必要書類

[行政書士登録申請取下げ申出書<様式>](#)

重要 個人情報の利用目的について

行政書士名簿の登録情報及び行政書士法人名簿の社員又は使用人である行政書士の登載情報は、行政書士法及び本会会則等の規定に基づき、登録手続及び行政書士名簿の作成並びに行政書士法人名簿の作成に使用するほか、プライバシーポリシーに定める目的でこれを利用します。

[プライバシーポリシーについては、こちら](#)

登録免許税として
3万円分の収入印紙
を貼付すること。

収入印紙
3万円
貼付しないこと

誤った登録を避けるためにも、
申請書は楷書体で丁寧に記入すること。
登録内容に誤りがあった場合、有償で
の変更が必要になる場合があります。

単位会受理印

各種申請書類に使用する
印鑑は訂正印も含め、
全て同一のものとすること。

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

令和 元年 12 月 16 日

日本行政書士会連合会
会長 殿

殿

氏 名 行政 花子

花子印

属性

該当する開業
形態にチェックを
入れること。

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

氏 名	行政 花子	性 別	男 ・ 女
生年月日	明・大・昭・平 30 年 12 月 1 日		
属 性	☒ 個人開業 ☐ 行政書士法人の社員 ☐ 行政書士の使用人 ☐ 行政書士法人の使用人		

本籍

本籍地で取得する
身分証明書のとお
りに記入。
登録も身分証明書
どおりになります。

所 籍 地	東京都港区虎ノ門四丁目		
〒	105 - 0001	TEL	03 (6435) 7330
住 所	東京都港区虎ノ門4丁目1番地28号		

事務所名称

「事務所の名称に
関する指針」に則り
行政書士事務所として
誤認や混同が生じない
名称とすること。

事務所名称	行政書士〇〇花子事務所	※1 (法人番号)	
〒	105 - 0001	TEL	090 (1234)

住所

住民票のとお
りに記入。
登録も住民票
どおりになります。

住所	東京都港区虎ノ門4-1-28		
〒	()	TEL	()

本欄は下段にある※2に該当する場合のみ記入すること。

資格

行政書士試験合格 神奈川県 令和元年 年度 第 1 号

事務所所在地

申請書に記入した
とおりに登録されます。

住民票に記載がない
ビル名等も登録する
ことが可能です。
(後に追加登録する
場合は有償)

他資格	☒ 行政書士法第2条第1号該当 ☐ 昭和26年法律第4号附則第2項該当						
類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
士登録	有 ・ 無			過去の特定制書士付記			有 ・ 無

行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士

注1: 未設立行政書士
注2: 現金納付に依

試験合格以外の資格での
登録の際は□にチェックを入れ、
行政書士法第2条の該当資格の号数
を記入すること。

登録し業としている他の資格があれば、
○で囲むこと。その他は「会計士補」
または「測量士補」の場合に限ります。

(以下 日本行政書士会連合会)

添付書類	単位会会長意見書	資格を証する書面	誓約書
	戸籍抄本	職歴の補足資料	法第2条の2第二号証明書
	住民票	学歴証明書	本人の写真
	履歴書	合同・共同事務所届出書	

決裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

受付番号 ()

収入印紙
—3万円—
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第1号（第2条関係）

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

氏 名

㊞

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女				
氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属 性	☐ 個人開業 ☐ 行政書士法人の社員 ☐ 行政書士の使用人 ☐ 行政書士法人の使用人						
本 籍							
住 所	(〒 —) Tel ()						
事務所の名称	※1（法人番号： ）						
事務所の所在地	(〒 —) Tel ()						
※2 主たる事務所の所在地	(〒 —) Tel ()						
資 格	行政書士試験合格	都道府県 年度 第 号					
	その他資格	☐ 行政書士法第2条第 号該当 ☐ 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記		有 ・ 無		

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。
注1：未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。
注2：現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。（2カ所に割印して提出すること。）

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			
決裁	会 長	副会長	委員長	委 員		
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員	

受付番号 ()

収入月紙
—3万円—
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第1号（第2条関係）

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会長

殿

氏 名

㊞

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女				
氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属 性	☐ 個人開業 ☐ 行政書士法人の社員 ☐ 行政書士の使用人 ☐ 行政書士法人の使用人						
本 籍							
住 所	(〒 -) TEL ()						
事務所の名称	※1（法人番号： ）						
事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
資 格	行政書士試験合格	都道府県 年度 第 号					
	その他資格	☐ 行政書士法第2条第 号該当 ☐ 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記		有 ・ 無		

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。
注1：未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。
注2：現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。（2カ所に割印して提出すること。）

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			
決裁	会 長	副会長	委員長	委 員		
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員	

受付番号 ()

楷書で丁寧に。
氏名・生年月日は本籍地で
取得する身分証明書のとおり。
ふりがなも忘れずに記入。

履 歴

履歴書用（行政書士証票用ともに）
写真は正面、無帽、上三分身、無背景
（3×2.5cm）提出の日3か月以内に撮影したもの。
裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの。

ふりがな ぎょうせい はなこ			氏 名			行政 花子			注）楷書体でくずさずに正確に書くこと。		
昭和 30 年 12 月 1 日生 （ 64 ） 歳			男 ・ 女			性別・現住所は住民票のとおり 省略せず、提出日の年齢を記入。			写真		
現住所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号											
注）都道府県名から書くこと。											
学 歴 ・ 職 歴											
注）学校教育法及び教育基本法に定める義務教育修了以降現在まで、無職や休職の期間も記載し、現在の状況まで明確になるよう 中断なく記載すること。											
年	月	官公署、会社、団体等	学校教育法及び学校教育基本法に 定める義務教育修了以降、現在まで 無職や休職の期間、中途退学や専修学 校等に通学した経歴も記入。								
～ 年	月	主な職務内容									
昭和 45	4	〇〇高校 入学	所在地 （都道府県・市区町村名）								
～ 48	3	卒業									
昭和 48	4	〇〇大学 入学	東京都港区								
～ 48	8	〇〇大学 中途退学									
48	9	専門学校入学準備のため無職	東京都千代田区								
～ 49	3										
49	4	〇〇専門学校入学	東京都中野区								
～ 51	3	〇〇専門学校 卒業									
51	4	〇〇接骨院 勤務	東京都中野区								
～平成22	9	柔道整体師として施術									
22	10	求職中のため無職	神奈川県横浜市								
～ 24	3										
24	4	〇〇商会 勤務	神奈川県横浜市								
～ 26	7	ガス機器販売営業および事務所での出納事務									
26	8	行政書士登録に向けた準備期間のため無職	神奈川県横浜市								
～ 27	11										
27	12	アルバイト従事	アメリカ合衆国 ニューヨーク州								
～ 29	8	飲食店勤務									
29	9	海外（アメリカ）への短期留学	東京都港区								
～ 30	1										
30	4	司法書士登録、〇〇司法書士事務所 勤務	現在に至る								
～		司法書士業務等									

上段には所属会社等、
下段は担当した主な
職務内容を記入すること。

最後には「現在に至る」等と記入し
提出時までの職歴のすべてであることが
確認できるようにすること。

※表裏面2枚とも記載し、ホチキス止めのうえ、契印を押印すること。

個人開業の方は設置予定の事務所、行政書士法人の社員となる方は常駐する事務所、使用人行政書士となる方は主として勤務する事務所について記入。

事務所から自宅までの所要時間を記入。

行政書士事務所

所在地	区町村名のみ 東京都港区	〔事務所から自宅までの所要時間（利用交通手段は不問） 約 0 分〕
形態	① 自宅兼事務所 2. 自宅以外の独立事務所 3. 共同・合同事務所 4. 法人内事務所 注）共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合	
使用権	① 自己所有 2. 親族所有 3. 賃貸借契約 4. 使用賃貸契約	

他士業者もしくは行政書士と同じ部屋で業を行う場合、併せて「共同合同事務所届」も提出すること。

行政書士業務の遂行について

行政書士法第6条の2第2項第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。	
上記のとおり相違ありません。 令和 元 年 12 月 16 日	
氏 名	行政 花子

必ず「直筆署名」すること。
 パソコンで記名したもの、直筆だがコピーの場合などは書き直しをお願いします。
 また、申請書と同一の印を押印すること。

花子政

注) 提出日を記入し、直筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがあるので注意すること。

予定する事務所に該当する形態及び使用権に○をすること。
 なお、法律上、自身の事務所を保有しない「行政書士の社員」又は「使用人行政書士」の場合、所在地のみ記入すること。

(行政書士会)
 受付欄

受付

'19. 12. 16

〇〇県行政書士会

履 歷 書

[illegible]

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

住 所

事務所所在地

（予 定）

氏 名

（自 署）

㊞

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第2条の2に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第74条の3に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第2条第3号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》

行 政 書 士 法

（欠格事由）

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年（平成20年7月1日前に刑に処せられた者については2年）を経過しない者
- 四 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの

共同 合同 事務所届出について

1. 共同事務所・合同事務所の区別

共同事務所……同一室内で、行政書士(又は行政書士法人)が
各々の事務所を設置する場合。

合同事務所……同一室内で、他士業者(又は他士業法人)と
各々の事務所を設置する場合。

2. 共同・合同事務所届出の添付について

登録申請者が事務所を共同・合同事務所として使用する場合には、「共同・
合同事務所届出」(別紙様式)を申請書に添付する。

3. 記載上の注意

- * 「2 事務所設置者名」欄は、登録申請者とともに業務を行う者の氏名その
の士業名を記入すること。
- * 「2 事務所設置者名」欄の、士業名が『行政書士』又は『行政書士法人』
である場合は、必ず職印を押印すること。
- * 「3 事務所諸経費の分担方法」欄は、事務所使用料(家賃)・光熱費等の
分担方法を記入すること。

[審式7]

令和 元年 12月 16日

日本行政書士会連合会
会 長 殿

登録申請者
住 所 東京都港区虎ノ門4丁目1番地28号
事務所 東京都港区虎ノ門4-1-28
所在地
事務所電話番号 090-1234-5678

氏 名 行政 花子

行政
書士
印

共 同
事務所届出
合 同

申請書と同一の印鑑を
押印すること。

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

1 事務所所在地

東京都港区虎ノ門4-1-28

印鑑登録がない場合を除き
職印を押印すること。

2 事務所設置者名

資 格	氏 名	職印	備 考
行政書士	行政 一郎	一士行政 郎行政書 印	
税理士	税理士法人 〇〇〇事務所	税理士 法人〇 〇〇印	

※職印を調製していない場合は認印を押印すること

※法人との合同事務所の場合は、法人印（法人代表者印可）を押印すること

3 事務所諸経費の分担方法

折半とする。

以上

[書式7]

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長 殿

登録申請者

住 所

事務所

所在地

事務所電話番号

氏 名



共 同

事務所届出

合 同

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

1 事務所所在地

2 事務所設置者名

資 格	氏 名	職印	備 考

※職印を調製していない場合は認印を押印すること

※法人との合同事務所の場合は、法人印（法人代表者印可）を押印すること

3 事務所諸経費の分担方法

以上

使用承諾書

(建物所有者・賃貸人) 秋 桜 花 子 が所有する下記の建物を
(申請者) 行 政 太 郎 が行政書士の業務を行う事務所として使用
することを承諾します。

記

1. 建物の住所 東京都渋谷区本町1丁目1番1号ー101登録申請書のとおり記載
(事務所の住所)

1年以上の使用で承諾をもらうこと。

2. 使用期間 令和2年 4月 1日 より令和4年 3月 31日 まで

☐期間の更新あり ← ☐はそれぞれ該当する場合
☐期間の定めなし ← のみチェックすること。

令和 2 年 4 月 1 日

※承諾者が法人の場合は代表者名も記入

承諾者（建物所有者） 住 所 東京都目黒区青葉台5丁目6番7号

氏 名 秋 桜 花 子

印はできるだけ賃貸
印 借契約書と同一のも
のを押印すること

承諾者（建物質借人） 住 所 東京都渋谷区本町1丁目1番1号ー101

氏 名 桜 一 郎

印はできるだけ賃貸
印 借契約書と同一のも
のを押印すること

使用者（申請者） 自宅住所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

氏 名 行 政 太 郎

印はできるだけ賃貸
印 借契約書と同一のも
のを押印すること

使用承諾書

(建物所有者・賃貸人) _____ が所有する下記の建物を
(申請者) _____ が行政書士の業務を行う事務所として使用
することを承諾します。

記

1. 建物の住所
(事務所の住所)

2. 使用期間 年 月 日 より 年 月 日 まで

☐ 期間の更新あり

☐ 期間の定めなし

令和 年 月 日

※承諾者が法人の場合は代表者名も記入

承諾者 (建物所有者) 住 所

氏 名

印

承諾者 (建物賃借人) 住 所

氏 名

印

使用者 (申請者) 自宅住所

氏 名

印

- 79 -

様式第2号（第12条関係）

職 印 届

会則第12条の規定により職印届を提出します。

平 成 年 月 日

事務所の所在地

氏 名 ・ 名 称

職
印

代 表 者

鹿児島県行政書士会

会長

殿

氏 名 ・ 名 称

職
印

誓 約 書

私は鹿児島県行政書士会に入会後は行政書士法、日本行政書士会
連合会々則、鹿児島県行政書士会々則、その他の諸法令を守り、法
人団体等に雇用されて行政書士業務を行わない。

もし、これに違反する行為があれば、退会処分を受けても異議の
申立をしない。

上記の通り誓約する。

平成 年 月 日

鹿児島県行政書士会 会長 殿

誓約者

住 所

氏 名

